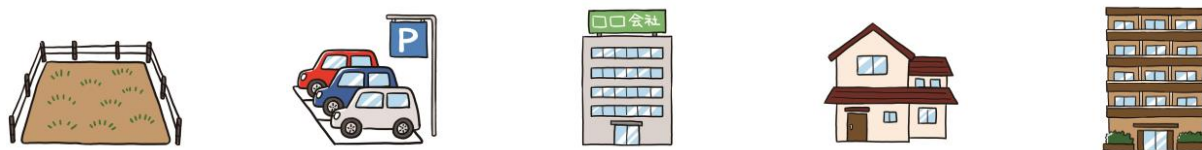


先祖代々の不動産を受け継ぎ、引き継がれる方へ

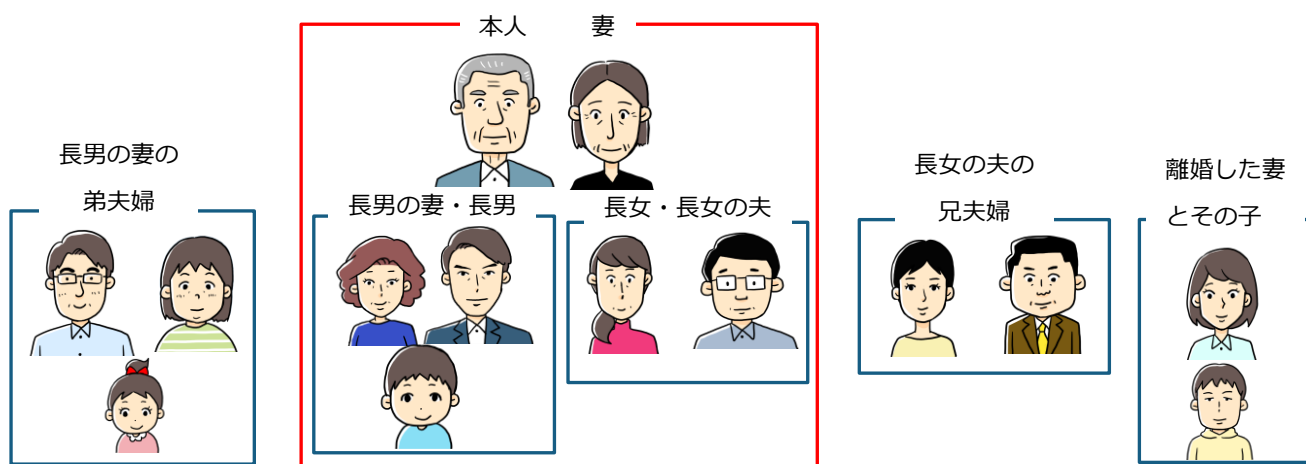
家族信託をオススメする理由



令和元年7月に新たな相続法が原則施行され、今後のご自身の財産について見直しを始めた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。今回は、その解決策の一つとして「家族信託」をご紹介します。

「家族信託」が活用される例としては、親世代が今後認知症や大病を患っても、財産の管理等を安心して子世代へ任せ、さらにその先の子世代へのスムーズな資産承継を目指すケースが挙げられます。

<モデルケース>



モデルケースで、ご本人の財産を将来どこかのタイミングで相続する可能性がある人は誰か、考えてみてください。答えは、実は<全員>です。起こりうる状況によっては、「長女の義理の兄が離婚した妻」が相続する可能性もゼロではありません。

不動産を先祖から代々受け継いできたご家族の場合、今後も<直系の血族>へ引き継いでいきたいというお考えが強いと思います。しかし、現実は何が起こるか分かりません。遺言書では実現することができません。現在の制度でこの想いを実現するには家族信託が最も適しています。

また、遠くない将来の可能性として、認知症になっても重要な意思決定を本人に代わり行うことが可能になります。認知症になると、お持ちの不動産を含む財産全てを、贈与・売却したり、大型修繕等ができなくなります。元気なうちに備えることで、万が一や不測の事態にも対処でき、確実に財産を引き継いでいくことができます。それができるのは、今しかありません。これからの時代、必要なことだと思います。これらが家族信託をオススメする理由です。

(文責 岩間 大地)